

令和3年6月28日

第107回 神戸市個人情報保護審議会

妊産婦タクシー利用助成事業の実施について

(こども家庭局)

神こ家第 1887 号
令和 3 年 6 月 23 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号及び第 3 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

妊産婦タクシー利用助成事業の実施について
(条例第 7 条「収集の制限」について)

担当：こども家庭局家庭支援課

妊産婦タクシー利用助成事業の実施について
(条例第7条「収集の制限」について)

◎は条例第7条第3項に該当

【妊産婦タクシー利用助成事業のために利用する情報項目】

◎令和3年1月4日から令和3年6月30日の死産届のうち「母の住所」が神戸市内のもの
についての下記の項目の情報

母の氏名

母の住所

母の満年齢

神こ家第 1887 号-2
令和 3 年 6 月 23 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

妊産婦タクシー利用助成事業の実施について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

担当：こども家庭局家庭支援課

妊産婦タクシー利用助成事業の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

【妊産婦タクシー利用助成事業のために利用する情報項目】

○妊娠届出書の下記の情報

母の氏名

母の住所

母の満年齢

神健健第765号
令和3年6月25日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

妊産婦タクシー利用助成事業の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

担当：健康局健康企画課

妊産婦タクシー利用助成事業の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

【人口動態調査情報】

○死産届記載情報

母の氏名

母の住所

母の満年齢

妊産婦タクシー利用助成事業の実施について

1. 趣旨

妊娠中や出産直後は身体の変化が著しく、移動による母体への負担が大きい。妊産婦がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成することにより、移動に伴う心身の負担の軽減を図り、安心・安全な出産と産後の母親を支援することを目的として、神戸市妊産婦タクシー利用券助成事業を実施する。

2. 事業概要

(1) 対象者

次の各号のすべてに該当する者とする。ただし、令和3年6月30日以前に市外転出した者を除く。

- ① 利用券の交付時に神戸市内に住所を有する妊婦
- ② 令和3年1月4日以降に妊娠の届出をした者

(2) 助成方法

神戸市妊産婦タクシー利用券5,000円分（500円券×10枚）を交付

(3) 利用券の交付方法

- ① 令和3年1月4日から令和3年6月30日までの間に妊娠の届出をした者
申込案内ハガキを送付し、申込のあった者に簡易書留で送付
- ② 令和3年7月1日以降に妊娠の届出をする者
窓口で母子健康手帳等とあわせて交付

3. 事務の流れ

a. 令和3年1月4日から令和3年6月30日までの間に妊娠の届出をした者

(1) 対象者の抽出

- ① こども家庭局家庭支援課において令和3年1月4日から令和3年6月30日までに妊娠届出書を提出した者を抽出する。
- ② 健康局健康企画課より令和3年1月4日から令和3年6月30日までに提出された死産届のうち「母の住所」が神戸市であるものの、「母の氏名」、「母の満年齢」、「母の住所」を利用する。各区こども家庭支援課から案内状送付禁止者の情報を利用する。

(2) 送付先の確定

(1) - ①で抽出した対象者から(1) - ②の該当者を除外する。

(3) 申込案内の発送

(2) の送付先に申込案内ハガキを送付する。

(4) 申込

利用券の送付を希望する者は、申込案内ハガキに記載のQRコードからWEB申込を行う。WEBで申込できない方はコールセンターに申請する。

(5) 申込状況の確認

電子メールによりこども家庭局家庭支援課が申込情報を確認する。

(6) タクシー利用券の発送

こども家庭局家庭支援課から簡易書留でタクシー利用券を郵送する。

b. 令和3年7月1日以降に妊娠の届出をする者

(1) 窓口での交付

妊娠の届出をする際、窓口で母子健康手帳等とあわせて交付。

4. 効果

タクシー利用券の交付により、妊産婦の移動に伴う心身の負担の軽減を図ることができる。

5. 実施時期

令和3年7月中旬までに発送する。

6. 想定件数

期間：令和3年1月4日～令和3年6月30日

A. 妊娠届出書（概算）：6,000件

B. 死産届（概算）：120件

AのうちBに該当する者を除いた者を対象者とする。

7. 個人情報保護

【事務処理用PC】

取得した情報については、「神戸市個人情報保護条例」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、「神戸市妊産婦タクシー利用助成事業実施要綱」に従いこれを遵守する。

(1) システム上の保護

ア PC統合管理システムの端末機を利用し、職員証及びパスワードによる個人認証を行うとともに、操作の状況を記録する。

イ コンピューターウイルス対策ソフトウェアが導入されたPC統合管理システムの端末機を利用することにより、常に最新のウイルス定義に更新し、コンピューターウイルス等に感染することを防止する。

(2) 運用上の保護

ア. データの提供は、電子記録媒体（CD または USB メモリ）にパスワードを設定した上で、直接手渡しする。課をまたぐ場合は、提供課において受払簿により経緯を記録して適切に管理する。

イ. 保存年限を経過したデータは速やかに消去し、データ記録媒体はデータシュレッダーなど記録の内容を復元できない状態にして廃棄する。

ウ. 帳票を紙で保存する場合は、施錠可能なキャビネット等に保管し、保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実かつ速やかに廃棄する。

エ. 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行

う。

【こうべ健康いきいきサポートシステム】

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、こうべ健康いきいきサポートシステムで承認された取扱いに準じて、以下の通り厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ア. こうべ健康いきいきサポートシステムに係る端末機の操作にあたっては、静脈認証とID、パスワードによる個人認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定するだけでなく、業務ごとに操作できる職員を限定する。
- イ. 個人情報に係るデータについては、端末機には保存せず、庁内の施錠されたラック内に設置するこうべ健康いきいきサポートシステム専用サーバに保存する。
- ウ. 端末機とこうべ健康いきいきサポートシステムのサーバは、LGWAN（総合行政ネットワーク）を除き外部のネットワークとは繋がっていない庁内基幹業務系NWにより接続し、本システム用端末機以外の端末機からのアクセスを遮断する。これにより、外部等からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピューターウイルスからの感染を防止する。
- エ. サーバと端末機間の通信は暗号化する。
- オ. サーバ、端末機のウイルス対策ソフトウェアのウイルス定義更新は、庁内基幹業務系NWを通じて自動配信を受ける。

(2) 運用上の保護

- ア. サーバは常時施錠したラック内に保管し、当該鍵の使用は関係職員のみ限定するとともに鍵の貸し出し状況を記録する。
- イ. サーバとは別の場所に保管するバックアップ用の媒体（磁気テープ）についても、施錠された庫内に厳重に保管する。
- ウ. 端末機を利用する際のパスワードは定期的に変更するとともに、端末機の操作状況をサーバに記録する。
- エ. 保存年限を経過したデータは速やかに消去し、データ記録媒体はデータシュレッダーなど記録の内容を復元できない状態にして破棄する。

妊産婦タクシー利用助成事業の実施について

